次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超えない四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの (b)　四十ワット超のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの (c)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
次のものに該当する一般的な照明用の直管以外（例えば、Ｕ字形、円形）の蛍光ランプ（ＮＦＬｓ） (a)　あらゆるワット数の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
(b)　あらゆるワット数のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（ＨＰＭＶ）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ） (a)　電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c)　電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	二千二十年
(a)から(c)までの要件に該当しないあらゆる長さの電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ）	二千二十五年
化粧品。（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの。）肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十年
化粧品。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十五年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　気圧計 (b)　湿度計 (c)　圧力計 (d)　温度計 (e)　血圧計	二千二十五年
脈波計に使用されるひずみゲージ	二千二十五年
次の電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器及び溶融圧力感知器	二千二十五年
水銀真空ポンプ	二千二十五年
タイヤのバランサー及びホイールのおもり	二千二十五年
写真フィルム及び印画紙	二千二十五年
人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤	二千二十五年

注　微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

2　「第二部　第四条3の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

水銀添加製品	規定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i)　う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii)　歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (iii)　歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の使用を促進すること。 (iv)　歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v)　代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi)　水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii)　歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii)　歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (ix)　水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。 さらに、締約国は、次のことを行う。 (i)　適当な措置をとることにより、歯科医師によるばらの状態での水銀の使用を除外すること又は許可しないこと。 (ii)　乳歯及び十五歳に達しない患者並びに妊婦及び授乳中の女性の歯科治療において、適当な措置をとることにより、歯科用アマルガムの使用を除外すること若しくは許可しないこと又は歯科用アマルガムを使用しないよう勧告すること。ただし、患者の必要性に基づき歯科医師が必要と認める場合は、この限りでない。 さらに、歯科用アマルガムを段階的に廃止していない締約国は、次のことを行う。 (i)　自国の報告の一環として、歯科用アマルガムを段階的に削減し、又は段階的に廃止するために自国がとった又はとっている措置の進捗状況に関する国の行動計画又は利用可能な情報に基づく報告を四年ごとに事務局に提出すること。

3　附属書Ｂ「第一部　第五条2の規定の適用を受ける工程」の表を次のように改める。

水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	段階的廃止期限
クロルアルカリ製造	二千二十五年
水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	二千十八年
水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造	二千二十五年

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第五十七条の十九第一項の規定により、次の者を指定実施機関として指定したので、同法第五十七条の二十一第一項の規定により公示する。

令和七年四月二十四日

一　指定実施機関の名称　公益財団法人地球環境センター
二　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市鶴見区緑地公園二番一一〇号
三　指定をした年月日　令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎